

議案第180号

さいたま市立高等看護学院条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市立高等看護学院条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年11月24日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市立高等看護学院条例の一部を改正する条例

さいたま市立高等看護学院条例（平成13年さいたま市条例第190号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条に規定する看護師を養成するため同法第21条第3号に規定する看護師養成所及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校として看護学院（以下「学院」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条に規定する看護師を養成するため同法第21条第2号に規定する看護師養成所及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する専修学校として看護学院（以下「学院」という。）を設置する。</p>
<p>(定員)</p> <p>第3条 学生の総定員は<u>120人</u>とし、各学年の定員は<u>40人</u>とする。</p>	<p>(定員)</p> <p>第3条 学生の総定員は<u>105人</u>とし、各学年の定員は<u>35人</u>とする。</p>
<p>(課程及び年限)</p> <p>第4条 学院の課程は、学校教育法第125条第3項に規定する専門課程とし、その修業年限は、<u>3年</u>とする。</p>	<p>(課程及び年限)</p> <p>第4条 学院の課程は、学校教育法第125条に規定する専門課程とし、その修業年限は、<u>3年</u>とする。</p>
<p>(入学資格)</p> <p>第5条 学院に入学することのできる者は、学校教育法第90条第1項の規定に該当する者とする。</p>	<p>(入学資格)</p> <p>第5条 学院に入学することのできる者は、学校教育法第90条の規定に該当する者とする。</p>
<p>(入学検定料)</p> <p>第6条 [略]</p>	<p>(入学検定料)</p> <p>第6条 [略]</p>

<p>2 入学検定料の金額は、<u>6,000円</u>とする。</p> <p>(入学金) 第7条 [略]</p> <p>2 入学金の金額は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 市内生(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)によるさいたま市の住民票に記載されている者をいう。<u>次号において同じ。</u>) 7,000円</p> <p>(2) 市外生(市内生以外の者をいう。) 90,000円</p> <p>(授業料) 第8条 [略]</p> <p>2 授業料の金額は、<u>月額1万3,000円</u>とする。</p>	<p>2 入学検定料の金額は、<u>3,300円</u>とする。</p> <p>(入学金) 第7条 [略]</p> <p>2 入学金の金額は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 市内生(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)によるさいたま市の住民票に記載されている者をいう。<u>以下同じ。</u>) 7,000円</p> <p>(2) 市外生(市内生以外の者をいう。<u>以下同じ。</u>) 90,000円</p> <p>(授業料) 第8条 [略]</p> <p>2 授業料の金額は、<u>次に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) 市内生 月額 11,400円</p> <p>(2) 市外生 月額 17,100円</p>
--	--

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第1条、第4条及び第5条の改正は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 平成23年3月31日に在学する学生に係る授業料の金額は、この条例による改正後のさいたま市立高等看護学院条例第8条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。